

住宅用家屋証明書申請に係る必要書類

ホームページID：1640

		新築されたもの (注文住宅) (イ) 41条 (a,c,e)	建築後使用された ことのないもの (建売住宅) マンション・分譲住宅 (イ) 41条 (b,d,f)	建築後使用された ことのあるもの (中古住宅) (ロ) 42条
1	住民票の写し	●	●	●
	申請する家屋へ異動後で、申請時点で居住を確認できるもの。			
2	申立書（原本）	○（未入居の場合）	○（未入居の場合）	○（未入居の場合）
	または 宅地建物取引業者の入居見込み確認書（原本） 添付書類は 次 { (現在の家屋を売却する場合) 売買契約書／媒介契約書 (現在の家屋を賃貸する場合) 媒介契約書／賃貸借契約書 (現在の家屋が借家、社宅、寮などの場合) 賃貸借契約書／居住証明書／使用許可申請書等 (現在の家屋に親族が居住する場合) 親族からの申立書 …現在の家屋が今後申請者の居住の用に供されるものではないことの申し立て			
3	登記事項証明書等	●	●	●（登記事項全部証明書のみ）
	次のいずれか 登記事項全部証明書／登記完了証の写し／登記申請書+建物平面図／登記済証			
4	建築確認	●	○（登記申請書の場合）	-
	次のいずれか 確認済証／検査済証			
5	売買契約書等	-	●	●
	次のいずれか 売買契約書／売渡証書／譲渡証明書／登記原因証明情報 （競落による取得のとき）代金納付期限通知書			
6	家屋未使用証明書（原本）	-	●	-
	譲渡証明書と一体の書式の場合は、写し可			
7	特定認定長期優良住宅の認定通知書	○（認定を受けた場合）	○（認定を受けた場合）	-
8	認定低炭素住宅の認定通知書	○（認定を受けた場合）	○（認定を受けた場合）	-
9	家屋の図面資料	○（お持ちの場合）	○（お持ちの場合）	-
	部屋の間取りや寸法が記載されているもの、立面図、仕様書、矩計図（固定資産税算出のための家屋調査を行う際に使用しますので、併せてご提出いただきますようご協力をお願いします。）			
10	耐震基準適合証明書等	-	-	○ (S56.12.31以前建築の場合)
	取得日前2年以内に調査・評価・契約されており、取得前に建築士等により証明・発行されたもののうち、次のいずれか 耐震基準適合証明書／住宅品確法に規定する住宅性能評価書（等級1～3）／既存住宅売買瑕疵担保保険の保険付保証書			
11	増改築等工事証明書※	-	-	○
	添付書類 (給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る工事に要した額が50万円を超える場合) 既存住宅売買瑕疵担保保険の保険付保証書			

●…必須 ○…場合により必要